

参考資料 4

青少年の性被害防止に係る刑法改正等の状況について

青少年の性被害を防止するため、改正刑法が施行されるとともに、他都道府県条例においても、自画撮り要求の禁止条項が追加される等の対応がなされています。

県においても、現在の青少年を巡る社会課題をふまえ、条例の規定内容について点検を行う予定です。

(参考) 刑法における主な改正 (R5.7月施行)

(1) 不同意わいせつ罪・不同意性交等罪の成立要件の明確化・具体化

【改正前】

「暴行」・「脅迫」、「心神喪失」・「抗拒不能」を要件とし判断。
(強制わいせつ罪・強制性交等罪等)

【改正後】

「同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態」を要件とし、その原因となり得る行為や事由（暴行・脅迫等）を具体的に列挙。

【効果】

従来の処罰範囲を拡大するものではないが、改正前より処罰範囲が明確になり、本来処罰されるべきあった行為がよりの確に処罰されるようになる。

(2) 性交同意年齢の引上げ

【改正前】

13歳未満の者に対して性的行為をすれば、強制わいせつ罪・強制性交等罪が成立。(暴行、脅迫などの原因行為は不要)

【改正後】

13歳以上16歳未満の者は、相手との関係が対等でなければ、性的行為に関する自由な意思決定の前提となる能力に欠けると考えられることから、行為者が5歳以上年長である場合は不同意わいせつ罪・不同意性交等罪が成立。(暴行、脅迫などの原因行為は不要)

(3) 面会要求等罪の新設

16歳未満の者（13歳以上16歳未満の者であるときは、行為者が5歳以上年長の場合）に対する以下の行為を処罰

(ア) わいせつの目的で、次の手段を用いて面会を要求

①威迫・偽計・誘惑、②反復、③利益供与又はその申込み・約束

(イ) (ア)の結果、わいせつの目的で面会

(ウ) 性交等をする姿態、性的な部位を露出した姿態などを撮って、その写真や動画を送るよう要求